

平成 28 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

第 1. 総 論

- (1) 国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、わが国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきたところであります。
その一方で、急速な高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術の高度化などに伴い、医療費は依然として高い水準で推移しています。加えて、退職者や低所得者層の増加による国保被保険者の負担能力の低下等により国保財政は依然として厳しい状況にあります。
- (2) このような中、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤を強化するため、平成 27 年度から保険者支援制度に 1,700 億円の公費拡充を実施し、これに加え平成 29 年度以降は更に 1,700 億円の公費投入により、毎年 3,400 億円が措置されることになりました。平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保すること等、国保運営について中心的な役割を担うこととなり、市町村においては、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになりました。現在、国保基盤強化協議会事務レベルワーキンググループの議論を踏まえ、厚生労働省においては、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定方法や国民健康保険運営協議会に関連する政省令案の提示に向けた準備が進められているところです。
- (3) 内閣府に設置されている規制改革会議の健康・医療ワーキンググループにおける「保険者での事前審査」の検討は、費用対効果等の問題から、支払基金の経営の効率化に向け、支部の統合・廃止を含めた抜本的な検討に変わってきています。他方、「機械的審査は民間での技術、経験が優れている」との指摘もあり、改めて審査支払機関の在り方が問われようとしています。

(4) 国民健康保険中央会では、連合会が審査支払業務等を円滑に行うため、各種システムの開発・改修をはじめ全国決済業務の支援及び高額医療費の特別審査の実施等が行われています。現在、次期国保総合システムや新国保制度に対応した国保保険者標準事務処理システム等の開発を進めているところです。

(5) 京都府においては、ナショナルミニマムの確保の観点から、市町村国保への国費投入の更なる充実を求めるとともに、市町村国保の財政運営の広域化により財政の安定化と公平性の確保等を図るため「京都府国民健康保険広域化等支援方針」を策定し、協議会・推進会議・部会で協議、調整等が行われています。

(6) 本会は、主要業務である診療報酬及び柔道整復療養費審査支払業務の充実強化に努め、医療費適正化対策、保険者レセプト点検支援、第三者行為損害賠償求償事務及び保健事業の推進等、保険者支援の充実に取り組むとともに、後期高齢者医療制度の審査支払業務及び受託事務、特定健診・特定保健指導等の費用決済並びにデータ管理、高額医療・高額介護合算算定業務、出産育児一時金直接支払業務、各種予防ワクチンの接種料審査支払業務、各種検診等費用請求支払業務などを行います。

また、介護保険給付費審査支払業務、障害者総合支援給付費支払業務の円滑な運営と介護給付適正化に向けた縦覧点検と医療・介護の給付調整事務を行うとともに、引き続き保険料（税）の年金からの特別徴収経由事務等を行います。

(7) 平成 30 年度からの新国保制度に向け、京都府と市町村の間の連携が効率的に行われるよう保険者支援業務のさらなる充実を図っていきます。

マイナンバー制度が施行されたことを踏まえ、保険者が安心して連合会に業務委託していただけるよう情報セキュリティ対策として、プライバシーマーク認定の取得を目指します。

(8) 連合会財政は、歳入面において国保被保険者数の減少に伴う負担金収入の減収と請求件数の横ばい傾向による手数料収入の鈍化、国庫補助等の段階的な減額などの課題を抱え、一方、歳出面において制度改正や新たな制度政策によるシステム関連経費の増加や平成 29 年 4 月からの消費税の引上げなどの課題を抱え厳しい状況にあります。手数料等のあり方を含めた中期財政ビジョンを検討するとともに、引き続き外部監査及び内部自主点検の徹底と経常経費の節減に努力し、効率的かつ適正な予算執行に努めます。

また、資金の管理運用については、規定に基づき安全かつ確実に管理いたします。